

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課 (出資団体：社会福祉法人 富山市社会福祉事業団)
指 摘	社会福祉法人富山市社会福祉事業団経理規程第12条第2号に定める補助簿の様式について、第9号様式（現金出納帳）及び第15号様式（寄附金品台帳）以外の第7、8、10号様式から14号様式までが定められていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指摘内容について、団体に対し是正を指示。令和4年12月に「社会福祉法人富山市社会福祉事業団経理に関する様式を定める細則」を施行し各様式を定めている旨の報告を受けた。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 福祉政策課 (出資団体：社会福祉法人 富山市社会福祉事業団)
指 摘	社会福祉法人富山市社会福祉事業団処務規程第8条別表4に定める支出負担行為及び支出命令に関する専決事項について、規定と異なる運用がなされていたので、改善を図りたい。
措 置 状 況	指摘内容について、団体に対し是正を指示。令和4年10月から、社会福祉法人富山市社会福祉事業団処務規定第8条別表4に定める支出負担行為及び支出命令に関する専決事項の規定を適切に運用している旨の報告を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 障害福祉課 (指定管理者：社会福祉法人 富山市社会福祉事業団) (指定管理施設：富山市障害者福祉プラザ)
指 摘	福祉センターの使用承認について、富山市障害者福祉プラザ条例施行規則で定める、富山市障害者福祉センター使用承認書が交付されていなかったため、改善を 図られたい。
措 置 状 況	指定管理者と協議を行い、令和5年2月1日以降の使用承認申請分から、富山市障害者福祉プラザ条例施行規則で定める、富山市障害者福祉センター使用承認書を交付するよう指導を行った。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 障害福祉課 (指定管理者：社会福祉法人 富山市社会福祉事業団) (指定管理施設：富山市障害者福祉プラザ)
指 摘	福祉センターの使用承認事項の変更について、使用者は当初に交付された使用承認書を添えて指定管理者に申請しその承認を受けなければならないが、その手続きによらず、指定管理者が当初の使用申請書に変更事項を記入することにより処理されていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指定管理者と協議を行い、令和5年2月1日以降の使用承認申請分から、富山市障害者福祉プラザ条例施行規則で定める、適正な手続きを行うよう指導を行った。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 工業政策課 (指定管理者：国立大学法人 富山大学) (指定管理施設：富山市新産業支援センター)
指 摘	富山市新産業支援センター条例等において施設の休館日等の定めはないが、指定管理者から提出された管理業務計画書では、開館時間が8時半から17時半まで、休館日等が休日、富山大学の時季指定年次有給休暇日及び12月29日から翌年の1月3日までに変更され、工業政策課において承認されている。このため、センターの研修室における開館時間と休館日について、条例と管理業務計画書との間で取扱いが異なっていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	<p>ご指摘の管理業務計画書の「開館時間」及び「休館日」については、管理運営業務仕様書において、それぞれ、「センター出入口開錠時間帯」「センター出入口開錠日」を表すとしているが、誤解が生じないように、管理業務計画書においても表記を統一する。</p> <p>また、施設の利用については、出入口施錠時や管理人不在時においても、入居者はセンター出入口と各自のレンタルラボ出入口の鍵を所有しており、24時間365日いつでも施設の利用が可能となっている。</p> <p>なお、研修室については、管理人不在時には、利用者が入居者の場合は事前に鍵を貸与し、入居者以外の場合は、指定管理者である国立富山大学法人富山大学の職員が開錠及び施錠を行っており、これまで使用に関し問題は生じていないが、施設の利用促進及び入居者の情報や技術の流出防止、営業秘密の保護強化等を目的として、使用料を徴収する施設から研修室を除く条例改正を行うこととしている。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 工業政策課 (指定管理者：国立大学法人 富山大学) (指定管理施設：富山市新産業支援センター)
指 摘	研修室の使用料の減免について、富山市新産業支援センター条例施行規則で定める、富山市新産業支援センター使用料減免申請書を市長に提出せず、指定管理者の承認により使用料を減免して使用させていたの、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和4年11月14日付けで指定管理者に対し、今後、研修室の使用料の減免については、減免を受けようとする者から市長宛に富山市新産業支援センター使用料減免申請書を提出させるよう指示をした。 工業政策課においても、今後、研修室の使用料の減免の手続きをはじめ、毎月の管理業務報告書の確認を十分に行うなど、指定管理者と連携をしながら、適正な事務処理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者：株式会社石橋) (指定管理施設：富山市牛岳温泉健康センター)
指 摘	設置されているマッサージチェアについて、行政財産の目的外使用許可及び自主事業の承認を行っていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	<p>令和4年10月、指定管理者に対し、改めて行政財産の目的外使用許可及び自主事業の申請について説明を行い、今後、申請漏れのないよう指導した。</p> <p>これを受けて、指定管理者から、令和4年11月10日付けで行政財産目的外使用許可申請書及び自主事業（追加）申請書の提出があり、同日付けで許可及び承認した。</p> <p>今後、所管課として指定管理者と密に連絡を取ることで、行政財産の使用状況、自主事業の計画など、当該施設の状況を把握し適切な管理に努めたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 観光政策課 (指定管理者：株式会社石橋) (指定管理施設：富山市牛岳温泉健康センター)
指 摘	富山市牛岳温泉健康センターの休憩室の一つについて、指定管理者が特定の法人に継続的に使用させ対価を得ていたのので、改善を図られたい。
措 置 状 況	指定管理者に対し、当該施設は、広く市民が利用できる状態にしておくべきであることを説明し、今後、このようなことが無いよう指導した。また、当該法人に対しても、同様の内容を説明した。 その後、本市、指定管理者、同法人と対応を協議した結果、令和4年11月から当該休憩室を同法人に継続的に使用させないこととした。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
商工労働部 観光政策課 (指定管理者：株式会社石橋) (指定管理施設：富山市牛岳温泉健康センター)
指 摘
利用料金の減免について、富山市牛岳温泉健康センター条例第7条では、「指定管理者は、市長が特に必要と認めるときは、規則で定める額の利用料金を減免することができる」と定められているところ、設備の不具合により温泉の源泉が出なかった2日間の利用者全員に対して、市長の承認を得ずに利用料を減免していたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
設備の不具合等による緊急事態時も含め、利用料金を減免するときは、必ず市へ利用料金の減免申請書を提出し、市長の承認を得るよう指導した。 指定管理者からは、本件に関する顛末書を提出させ、市へ遅滞なく申請し、承認を得ること、また、設備の不具合等が生じた場合の営業可否の判断基準を定めること等、適切に管理運営を行わせることとした。